

広島県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

平成二十六年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
こころ薬局	尾道市新高山三丁目一七〇番三二〇号	平成二五年五月一日
吉田産婦人科医院	尾道市久保二丁目二番八号	平成二五年一〇月一日
真鍋歯科医院	廿日市市城内一丁目一番三九号	平成二五年五月二〇日